

総務省

○法務省令第一号
経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月八日

総務大臣 山本 早苗
法務大臣 上川 陽子
経済産業大臣 宮沢 洋一

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法律省令第二号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「という。」に対し、「の下に「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する」を、「住民票の写し」の下に「若しくは住民票記載事項証明書」を、「を求める場合に限る。」の下に「若しくは領事官（領事官の職務を行

う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明」を、「これらに準ずるもの」の下に「として主務大臣が告示で定める書類」を加え、同号イ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

別表中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「検定合格証」を「警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書（警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号）第八条に規定する合格証を含む。）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。